



JFRL 情報宅配

*** 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)**

1. [海外における食品添加物規制(着色料)の早見表の公開](令和 5 年 1 月 23 日
新事業・食品産業部食品製造課加工食品輸出班)
<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/seizo/230123.html>
2. [「2022 年の農林水産物・食品の輸出実績」について](令和 5 年 2 月 3 日 輸出・国際局輸出企画課)
https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/230203.html
3. [令和 5 年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業](令和 5 年 2 月 8 日発行)
公募期間 令和 5 年 2 月 8 日(水曜日)から令和 5 年 3 月 31 日(金曜日)17 時 00 分まで
https://www.maff.go.jp/j/syoutan/seisaku/regulatory_science/r5_rsproject.html
4. [米に関するマンスリーレポート(令和 5 年 2 月号)の公表について](令和 5 年 2 月 10 日発行
農産局企画課)
<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kikaku/230210.html>

*** 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp/>)**

1. [容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について]
(令和 5 年 1 月 30 日 消食表第 32 号・薬生食監発 0130 第 2 号)
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T22122210040.pdf>
2. [「食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について」(ベトナム産養殖えびのドキシサイクリン)](令和 5 年 2 月 3 日 薬生食輸発 0203 第 1 号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001050958.pdf>
3. [「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」](令和 5 年 2 月 14 日 生食発 0214 第 2 号)
以下の品目について、食品中の残留基準値を改正しました。
農薬アシノナピル、農薬トリフロキシストロビン、農薬フェナリモル、農薬フェンピラザミン、
農薬フルキサメタミド、農薬フロニカミド及び農薬ペンチオピラド
<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001058422.pdf>

*** 内閣府 食品安全委員会 * (<https://www.fsc.go.jp/>)**

1. [食品安全関係情報を更新しました(最新 4 週間(令和 4 年 12 月 24 日～令和 5 年 1 月 27 日)の
海外情報はこちらから)](2023 年 02 月 13 日)
https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=12&from_day=24&to=struct&to_year=2023&to_month=1&to_day=27&max=100

*** 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)**

1. [保健機能食品について](令和 5 年 1 月 26 日更新)
保健機能食品とは、国が定めた安全性や有効性に関する基準などに従って食品の機能が表示されている食品です。保健機能食品には「栄養機能食品」、「特定保健用食品」、「機能性表示食品」の 3 種類があります。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_health_claims/
ポスター「保健機能食品ってなに?」(令和 5 年 1 月 26 日)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_health_claims/pamphlets/assets/food_labeling/cms206_20230126_01.pdf

*** 農林水産消費安全技術センター * (<http://www.famic.go.jp/>)**

1. [「しょうゆ JAS(JAS 1703)」及び「しょうゆについての取扱業者の認証の技術的基準」の英訳を掲載しました。]
<http://www.famic.go.jp/english/jas/>

* 今月のトピックス *

[異物検査について]

異物混入の際、異物が何であるかを調べる必要があります。しかし、この異物検査は一般的な分析試験とは異なり、特に決まった方法があるわけではありません。また、異物は微小である場合が多く、正確な結果を導き出すためには、複数の手法を組み合わせ、適切に試験を進めていく必要があります。

では、そもそも日本と海外では異物の基準にどのような違いがあるのでしょうか。韓国では2.0 mm、米国では7 mmと、管理すべき異物の大きさに基準がありますが、EUでは明確な大きさは定義されていません。また、日本においても明確な大きさの基準はありませんが、自社の商品に対してお申し出があれば、たとえ右の写真のような200 μmという大きさであっても異物として対応しなければならないというのが実情かもしれません。

続いて、異物検査の基本的な流れをご説明します。異物検査ではまず、外観観察を行います。そこで異物が何であるか予想を立て、異物検査の3点セットと呼ばれる顕微鏡観察、赤外分光分析、X線分析による元素の定性試験を単独もしくは複数種組み合わせ合わせてデータを収集します。

<外観観察>

異物検査において、非常に重要な工程です。見立てを誤ると間違った方向へと進みかねません。経験豊富な検査員ほど、この見立てが正確で、結論までの最短ルートを描くことができます。実体顕微鏡やデジタルマイクロスコープを用いて、異物の特徴からどのようなものであるかを予想します。

<顕微鏡観察>

異物が植物片、微生物(細菌、カビ、酵母など)、毛、糞、骨、繊維などと予想される場合、顕微鏡観察により特徴的な構造を確認します。

<赤外分光分析(FT-IR)>

異物が有機物(合成樹脂、ゴム、鉱物油、塗料片、炭化物、生成沈殿物など)と予想される場合、赤外分光分析を行います。顕微赤外分光光度計を用いて、異物の構成成分や材質を調べます。

<元素の定性試験(X線分析)>

異物が無機物(金属片、鉱物、ガラス、金属製の歯科材料など)と予想される場合、X線分析を行います。X線分析装置を用いて、鉄や銅、クロムといった元素の種類とおおよその割合を調べます。

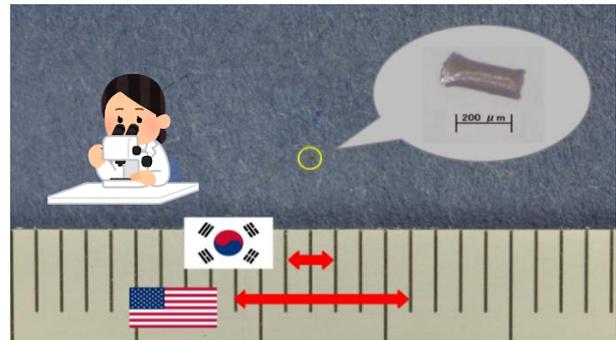
そのほか、各種定性試験(ヨウ素デンプン反応、ルミノール発光反応など)、培養試験、微生物同定試験、DNA塩基配列試験、各種クロマト分析を必要に応じて実施し、異物が何であるかを特定します。

弊財団では異物検査専用の相談窓口(TEL: 042-372-6788)を開設しております。検査員が直接お話を伺いますので、異物検査のご依頼に関して、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

日本と海外の異物の基準

日本	種類や大きさなどの具体的な基準はなし
EU	一般食品法規則178のガイドラインに食品異物混入に関する説明を記載している。しかし食品異物混入基準は明記されていない。
韓国	口の中で違和感を感知できるのは2.0 mm程度以上のものであるとの根拠から、「長さ2.0 mm以上の異物が検知されてはいけない」という基準を粉末、ペースト、液状の食品に対して設定している。
米国	FDA(米国食品医薬品局)が食品中の硬く鋭利な異物が含まれていたケース190件の評価を実施し、「最大寸法7 mm以下の異物は外傷・重傷の原因にはほとんどならない」と結論づけている。 ※特別リスクグループを除く

異物の大きさと基準



異物検査の3点セット

